

応募用紙

あて先

郵送先: 〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎22階南側
東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当

(FAXの場合)

送信先: 03-5388-1354
東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当

応募される前にもう一度以下の確認事項をお読みになり、下記「記入欄」に住所・氏名・電話番号をご記入の上、郵送またはFAXにてご応募ください。

(確認事項)

- ・応募対象は次の地域に在住の方です。
練馬区 大泉学園町1・2・4丁目、大泉町2～6丁目、東大泉1～7丁目、土支田3丁目、谷原5・6丁目、三原台1～3丁目、高野台5丁目、石神井町2～8丁目、石神井台1～8丁目、上石神井1～4丁目、下石神井4～6丁目、上石神井南町、立野町、関町南1～3丁目、関町東1・2丁目、関町北1丁目
- ・応募される方は、継続して「地上部街路に関する話し合いの会」に参加する意思のある方とさせていただきます。なお、途中で辞退されても欠員補充はいたしません。また、公募により選ばれた方が欠席される場合、代理の方の出席はできません。
- ・応募締切は**平成22年3月6日(土曜日)**当日消印有効です。

練馬区における地上部街路に関する話し合いの会に、「設置要綱」及び上記の「確認事項」を了解した上で参加を希望します。

記入欄

〒
(ご住所)
ふりがな
(お名前)

(電話番号) (自宅・携帯・勤務先)

(確実にご連絡のとれる番号をご記入ください。)
【抽選の立会いを】 希望します 希望しません
(いずれかに○をつけてください。)

※ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、「地上部街路に関する話し合いの会」運営の目的以外には使用いたしません。

練馬区における

外環の地上部街路に関する 話し合いの会の参加者を募集します。

平成22年 2月

東京都
都市整備局

東京都は、外環の地上部街路である外環の2について、平成19年に高速道路の外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえて、今後、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていきます。これまで、地上部街路の検討にあたっては、外環本線について話し合う場とは別に、話し合いの場を設けることを公表してまいりました。このたび、「練馬区における地上部街路に関する話し合いの会」を設置することとなりましたので、参加者を募集いたします。

応募について

◆応募できる方

現在、「大泉学園町1・2・4丁目、大泉町2～6丁目、東大泉1～7丁目、土支田3丁目、谷原5・6丁目、三原台1～3丁目、高野台5丁目、石神井町2～8丁目、石神井台1～8丁目、上石神井1～4丁目、下石神井4～6丁目、上石神井南町、立野町、関町南1～3丁目、関町東1・2丁目、関町北1丁目」にお住まいの方

◆募集人数

地 域	募集人数
大泉学園町1, 2, 4丁目、大泉町2～6丁目、東大泉1～7丁目	2名
土支田3丁目、谷原5, 6丁目、三原台1～3丁目、高野台5丁目、石神井町2～8丁目	2名
石神井台1～8丁目	2名
上石神井1～4丁目、下石神井4～6丁目	2名
上石神井南町、立野町、関町南1～3丁目、関町東1, 2丁目、関町北1丁目	2名

◆応募方法

- ・参加希望の方は、応募用紙に必要事項をご記入いただき、**郵送またはFAX**でご応募ください。
- ・なお、この用紙は練馬区役所交通企画課・石神井区民事務所・大泉区民事務所・上石神井出張所でも配布するほか、東京都都市整備局(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/gairo.htm>)のホームページからダウンロードできます。

※応募に関する注意事項について

- ・募集は、各地域2名とさせていただき、応募者多数の場合は、抽選により決定させていただきます。
- ・応募される方は、継続して「地上部街路に関する話し合いの会」に参加する意思のある方とさせていただきます。なお、途中で欠員が生じても補充はいたしません。また、公募により選ばれた方が欠席される場合、代理の方の出席はできません。
- ・応募にあたっては、「練馬区における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱」をお読みになり、ご了解いただいた上でご応募ください。

◆応募締切

平成22年3月6日(土曜日) 当日消印有効

※抽選結果は3月中旬頃に応募いただいた方に郵送で通知します。

◆抽選の立会いについて

- ・抽選は応募者に限り立会いができます。
- ・抽選は平成22年3月11日(木曜日)14時から石神井庁舎5階 第2会議室で行います。

◆その他

- ・第1回の話し合いに先立ち、構成員による運営に関する打合せを3月末に開催する予定です。
- ・地上部街路に関する話し合いの会の期間はおおむね1年程度の予定です。

練馬区における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱

第1条 設置目的

東京都は、これまで、外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の2)について、「現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備」、「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」、「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」の3つの考え方を提示してきた。

平成20年3月には、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する方針をとりまとめていることとした。

この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は練馬区や国土交通省の協力を得て、練馬区における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)を設置する。

第2条 構成

- ①地上部街路に関する話し合いの会は、地域住民、地上部街路沿線町会・商店会等、練馬区、国土交通省、東京都で構成する。
- ②それぞれの構成は以下の人数の範囲内とする。

(1)地域住民(公募)	10人
(2)地上部街路沿線町会・商店会等	17人
(3)練馬区	2人
(4)国土交通省	2人
(5)東京都	2人
- ③上記のほか、司会者を置く。

第3条 事務局

- ①事務局は、東京都が担当する。
- ②事務局には、東京都職員以外から専門的知識を有する者を置くことができる。
- ③司会者は、構成員以外から事務局が選定する。

第4条 位置付け

- ①地上部街路の計画について意見を聴く場であり、意思決定の場とはしない。
- ②話し合いは、原則公開とする。ただし、出席している構成員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。

第5条 その他

- ①本会とは別に、構成員以外の地域住民から意見を聴くための手段を講じるものとする。
- ②この設置要綱に定めるもののほか、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。
- ③地域住民の公募方法は、募集要項で定める。

～お問い合わせ先～

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当

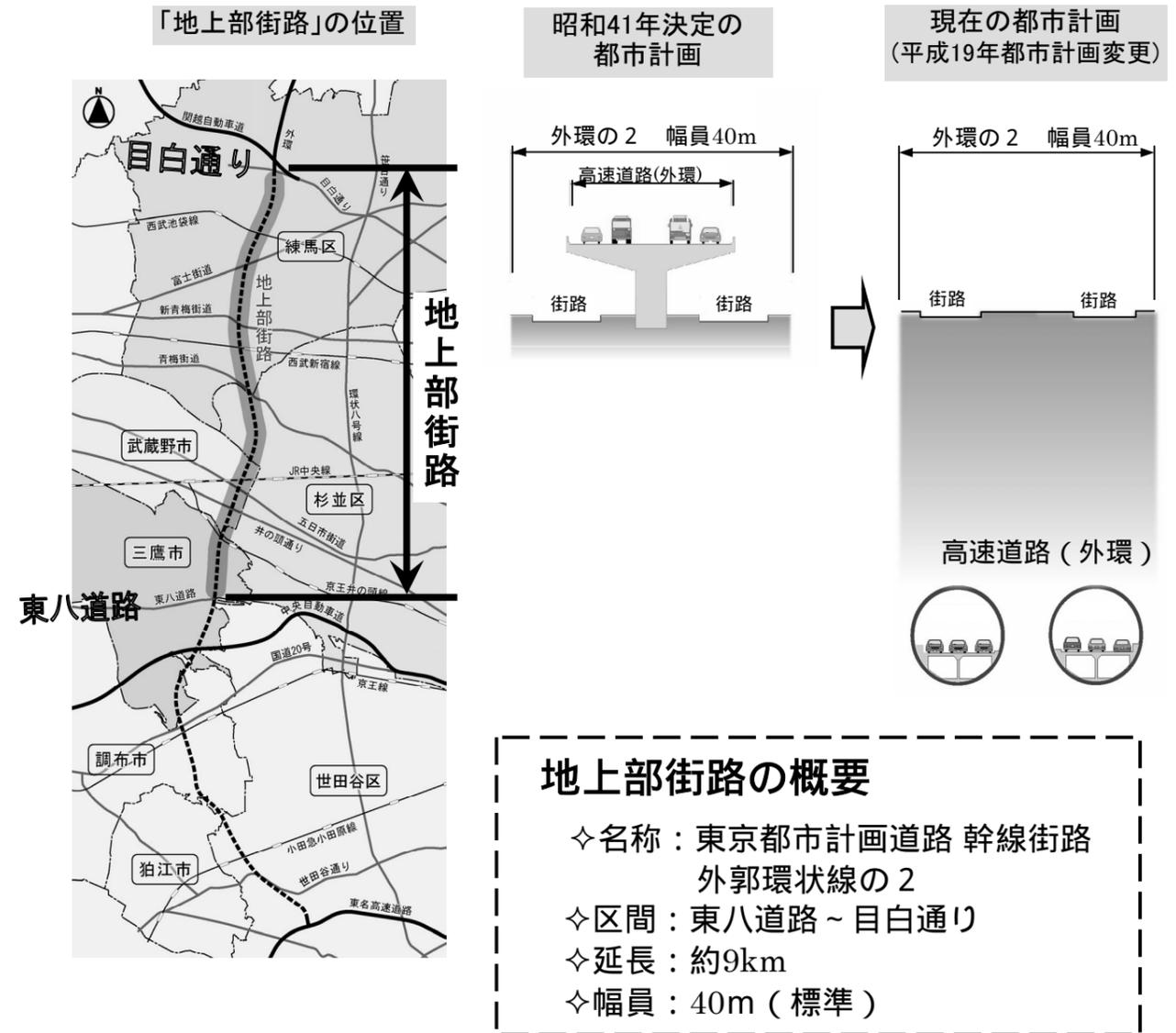
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎22階南側
TEL: 03-5388-3279(直通) FAX: 03-5388-1354
ホームページ: <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/gairo.htm>

練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 交通企画課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
TEL: 03-5984-1274(直通) FAX: 03-5984-1226

外環の地上部街路(外環の2)とは

昭和41年、高速道路の外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として、外環ルート上に「外環の2」という地上部の街路の都市計画を決定しています。



◆検討の進め方

今後、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この道路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていきます。



環境 ～快適な都市環境の創出や地域環境の改善などの観点～



防災 ～広域的な救援・救護活動や延焼遮断帯の形成などの観点～



交通 ～人とモノの流れの円滑化や交通の安全性の向上などの観点～



暮らし ～質の高い生活環境の創出などの観点～